

『生徒心得』

令和4年度～

高崎高等特別支援学校

せいと ころえ
生徒心得

1 始業・終業時刻について

届け出たルートを通して、時間に余裕を持って登校しましょう。

始業前の時間は、運動や読書等自分で工夫して有効に使いましょう。

・始業時刻 8時40分

・下校時刻 15時30分

※クラブ活動 15時15分～16時00分（水曜日）

2 授業について

1単位時間は50分です。作業学習等、2単位時間を休み時間なしで続けて行う場合もあります。

自分から進んでいろいろな学習に取り組み、卒業後の生活に向けての力を身につけましょう。

3 欠席、遅刻、早退について

学校への連絡は、きちんと行いましょう。

内容によっては、保護者からの連絡が必要です。

- (1) 欠席の場合は、事前に担任まで連絡しましょう。当日欠席する場合は、保護者から始業時刻前に学校まで連絡をしてもらいましょう。（8：10～8：25頃が望ましい）
- (2) 遅刻の場合は、できる限り事前に連絡しましょう。
- (3) 早退の場合は、事前に連絡するか、当日担任に連絡しましょう。

4 身なりについて 【A-1】服装についての詳細事項

身だしなみに気をつけ、さっぱりと清潔な身なりで周囲の人に不快感を与えないよう心掛けましょう。衣類やカバン・靴等は、派手でないものや華美でないものを選びましょう。

《派手》姿・形・色彩などが華やかで人目をひくこと。

《華美》華やかで美しいこと、または華やかすぎてふさわしくないこと。

- (1) 登下校の服装
 - ・学校指定の制服を着用しましょう。スカート丈は膝が隠れる程度とします。
 - ・くつ下は、白、紺、黒で、ワンポイント入りまでとします。
 - ・履き物は、運動靴や革靴等。
 - ・かばんは、リュックサックのように両手が自由になるものを推奨します。
 - ・防寒用として着用する衣服等については、地味なものを着用しましょう。
- (2) 頭髪
 - ・手入れをし、清潔にしておきましょう。着色、脱色、パーマ等は禁止です。
 - 《男子》耳が隠れない程度とし、前髪は目にかからないようにしましょう。
 - 《女子》肩にかかる場合は、編むか結ぶこと。前髪は目にかからないようにしましょう。
- (3) その他
 - ・装飾品を身につけたり、化粧等は禁止です。
 - ・特別な事情（病気、洗濯、修理等）で、制服等が着用できない時は、担任に連絡し、【A-2】異装許可願を提出しましょう。

5 交通関係について

登下校の際は、高崎高等特別支援学校生として、より良い行動を自分で考えましょう。

一人一人が交通法規やマナーを守り、時間に余裕を持って安全に行動しましょう。

ぜんせい と たいしょう
(1) 全生徒対象

- ・ 【通学届】 全生徒が入学時に提出（合格発表時に配布し、新入生物品販売日に提出）します。
変更する場合は事前に担任と相談し、練習してから提出しましょう。

じてんしゃ りよう つうがく ばあい
(2) 自転車を利用して通学する場合

- ・ 【B-1】自転車通学許可願 を提出して許可を得てから、【指定の鑑札】（交通安全係発行）を車体に貼りましょう。※車体や経路等を変更する場合は、【B-1】を再提出して事前に担任と相談し、練習しましょう。
- ・ 【B-2】自転車通学者遵守事項 を守りましょう。

- ・ 常にヘルメットを着用し、雨天の時は雨ガッパを着用しましょう。

うんてんめんきょしゅとく しやりよう うんてん むだん きようしゅうしよにゆうしよ しやりよううんてんきんし
(3) 運転免許取得と車両の運転〈無断での教習所入所と車両運転禁止〉

- ・ バイクや自動車の免許取得を希望する生徒は事前に申し出ましょう。その後保護者と共に、別に定める【B-3】運転免許取得規定の趣旨を理解したうえで、【B-4】運転免許取得届を学校に提出してから手続きを行いましょう。
- ・ 二輪車（バイク）の利用については、【B-5】二輪車通学利用許可願を提出し、【B-6】二輪車通学許可書を受けましょう。

けいたいでんわ
6 携帯電話について

- ・ 携帯電話の使用については【C-1】携帯電話使用規定を守りましょう。
- ・ 携帯電話所持の状況を把握するために【C-2】携帯電話所持届を提出します。（フィルタリング設定が必要です）
- ・ 携帯電話の校内持ち込みは、許可制です。【C-3】携帯電話持込許可願を提出し、通学上必要な場合のみ許可します。学校管理下での使用については【C-4】携帯電話持込許可証の注意事項を守りましょう。

むだん きんし
7 アルバイトについて（無断アルバイト禁止）

- ・ 2年生1学期の現場実習の終了後までは、原則として学校生活を優先しましょう。
- ・ 【D-1】アルバイトについて 及び、【D-2】アルバイトをする際に注意したいことを読んで、実施を希望する生徒は、必ず事前に相談してから、【D-3】アルバイト届を提出しましょう。
- ・ 終了後、または期間中に【D-6】アルバイト報告書を提出しましょう。

こうゆうかんけい
8 交友関係について

- ・ 異性の体に触ったり、男女二人きりになつたりしないようにし、保護者がいない他人の家には入らないようにしましょう。

ぼうし
9 いじめ防止について

いじめとは、おな がっこう ともち おこな いや ぼうりよくこうい つう おこな
れるものを含む）、その行為を受けた友達本人が、心や身体に苦痛を感じているものをいう。

- ・ 嫌がらせや暴力を受けたら、周囲の大人（先生や保護者など）に相談しましょう。
- ・ 直接、嫌がらせや暴力をすることはもちろん、はやし立てたり面白がって見ている（観衆）、見て見ぬふりをする（傍観者）ことも、いじめと同じです。
- ・ 誰かが、いじめられていることを知ったら、周囲の大人（先生や保護者など）に相談しましょう。

- ・学校では、【いじめ対策委員会(教職員)】と、【いじめ防止委員会(生徒)】が中心に、いじめ防止活動を行っています。

10 特別指導について

問題行動を起こしてしまった生徒は【F-1】特別指導とはに従い、自分自身と向き合って反省し、問題行動を繰り返さないように、一定期間集中して個別に指導を受けることがあります。

11 クラブ活動について

- ・【G-1】クラブ活動について【G-2】クラブ活動内容 水曜日15:15～16:00まで全生徒、職員参加。

※ クラブによっては顧問の責任で始業前や放課後にも活動しています。水曜以外の朝練、放課後練習の活動時間はクラブ毎に決められています。

12 その他

- ・身分証明書、【お願いカード】、または、必要によっては緊急連絡先、利用交通機関のメモを携帯しましょう。
- ・制服や持ち物には、氏名等を記入しておきましょう。
- ・日常、必要のない金品、お菓子、ゲーム等は持っていないようにし、必要があつて持ってきた場合は、担任に連絡して貴重品袋を利用しましょう。また、生徒同士の金品の貸し借りをしてはいけません。
- ・学校への大事な連絡は、必ず保護者にしてもらいましょう。
- ・住所、保証人等の変更があつた場合は、速やかに学校へ連絡しましょう。
- ・他のクラス（教室）へは許可なく入室せず、担任の許可を得てから入りましょう。
- ・就業体験前や期間中の休日は、生徒同士の外出を控え、ゆっくり休みましょう。

【A-1】服装についての詳細事項

☆『全般的な服装について』

1 スカート

- ・直立の姿勢で「膝頭が隠れる」長さ。
- ・成長して短くなることがあるので、購入時に裾をやや長めにしておき余裕を持たせる。

2 ソックス

- ・防寒用タイツ＝派手、華美でない色や柄やデザインを着用する。ニーハイソックスは不相応。

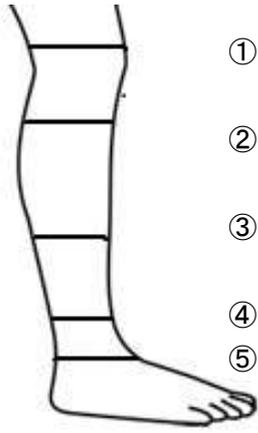
【通常制服と作業着の時】

色は白、紺、黒のワンポイントまでとし、長さは下図《参考》②③④とする。防寒用タイツは無地の黒またはベージュ。

【体育着の時】

下図《参考》②③④⑤ スニーカーソックスを認める。
防寒用タイツが表に出る状態は禁止。

※色の切り替えやパイピング等については派手、華美でないもの。
《参考》



- ① ニーハイソックス (膝上)
- ② ハイソックス (ふくらはぎ上部丈)
- ③ クルー (ふくらはぎ下部丈)
- ④ ショートソックス (足首上部)
- ⑤ スニーカーソックス (くるぶし下orくるぶしにかかる)

※判断が難しい場合は、生活指導係か生徒指導主事に相談して下さい。

3 その他

- ・サイズの合わないもの、変形制服は購入等しない。
- ・しっかりと身に付ける (ボタン・リボンをする。腰パン等はしない。)
- ・衣替え (6, 10月) は、気候により柔軟に対処する。

★『夏の服装について』

1 ワイシャツ、ブラウスについて

- ・2枚目、3枚目については市販のものでも良い。色は白。
- ・ワイシャツの襟はレギュラーカラーが望ましく、ボタンダウンは禁止。
- ・ブラウスの襟はラウンドカラー (先が丸くなった襟)。

2 インナーについて

- ・ワイシャツ、ブラウスの下には、ランニングシャツ、Tシャツ、キャミソール等を着ける。
- ・指定の体育着Tシャツは着ない。(汗をかいた時の衛生面と、防犯の意味で。肌着や下着は無地で目立たない白やベージュ系にする。)

3 指定の体育着Tシャツについて

指定の体育着Tシャツは毎日洗うので、週3回の体育、クラブや修学旅行での使用を考えて、一人最低3枚は必要と思われる。

4 指定のベストの着用を認める。

★『冬の服装 (防寒着) について』

1 制服の中に着る場合

- ・ワイシャツ、ブラウスのインナーは、無地で目立たない白系または派手・華美でないもの。
- ・襟からハイネックが出ないようにする。
- ・ワイシャツ、ブラウスの上に着る場合は、華美でないベスト、セーター、トレーナー等を着用し、制服の外にはみ出ないようにすること。(フード付きのものは禁止)
- ・制服は必ず着用した状態で過ごし、ベスト、セーター、トレーナーだけの姿で過ごさない。(暖かい場合は中のものを脱ぐ)

2 制服の上に着る場合

- ・華美でない無地のウインドブレーカーやコートなどを着用すること。
- ・通学時は中学校名の入ったものは着用しないこと。(授業及び敷地内での着用は認める)
- ・自転車通学の者は事故防止を考慮して、色は白が望ましい。また、ウインドブレーカーのズボン

の上うへにスカートを出ださないこととし、体育着たいいくぎまたは作業着さぎょうぎのズボンじきんを着用ちやくようし、その上うへにウィンドブレーカーのズボンをはくこと。(スカートは持参する。)

3 体育着たいいくぎ、作業着さぎょうぎの場合ばあい

- ・ ジャージの下したにトレーナー等とう、ジャージの上うへにウィンドブレーカーを着きても良い。
- ・ 始業時しぎょうじや授業じゅぎょう、昼休みひるやすみが始まる時はじ点てんで、トレーナーだけの姿すがたではない。活動中かつどうちゆうに暑あつくなった時ときには、トレーナーを脱ぬいで調節ちようせつする。
- ・ 体育、作業共さいたいく さぎょうともにアンダーシャツ着用ちやくようを認めるが、作業着半袖さぎょうぎはんそでの時ときはアンダーの袖そでが見える状態じょうたいは認めない。

校 長	教 頭	生徒指導主事	学年主任	担 任

【A-2】異 装 許 可 願

令和 年 月 日

群馬県立高崎高等特別支援学校長 様

科 年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

下記の異装で（通学・学習・運動・作業）したいので、ご許可下さいますようお願いいたします。

1 理 由
 (サ ン プ ル)

2 期 間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () まで

3 異装内容

[]

校長	教頭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	交通通学指導係	担任

【B-1】 自転車通学許可願

群馬県立高崎高等特別支援学校長 様

令和 年 月 日

科 年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

下記により自転車通学したいので、ご許可くださいますようお願いいたします。
記

1 理由 _____

2 車種 _____

3 期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

4 通学路

・自宅の住所 _____ 電話番号 _____

・自宅から 学校・ _____ 駅 まで、約 _____ km、 _____ 分

5 防犯登録番号 _____

6 自転車店による入学前点検 および保険加入状況
点検自転車店名及び、自転車店のサインまたは印
令和 年 月 日

保険会社名： _____ 証券番号または整備士番号： _____

保険の種類： _____

7 本人の運転の技量 (丸を付ける)

問題なし 要練習 その他 ()

8 通学路危険箇所

◎ 許可条件

- ・別紙「自転車通学者遵守事項」を守ること
- ・自転車保険に加入していること

重要 利用要件が守られない時などの対応

- ・マナー違反、危険行為、行方不明などの事態が見られ、改善が見られず周囲の支援が何度も必要な場合は、電車・バスの利用および送迎へ変更していただきます。
- ・発作等を起こす可能性がある場合、または、起こした場合、送迎等へ変更していただきます。

【B-2】 自転車通学者遵守事項

- 1 通学時には、必ずヘルメットをかぶって運転する。
- 2 雨天時には、雨ガッパを着用する。(カサさし運転は禁止。)
- 3 絶えず点検を実施し、整備した自転車で通学する。(特にブレーキ点検をおこたらない。)
- 4 指定された通学路を通る。(登下校時、寄り道をしないこと。)
- 5 交通ルールをしっかりと守る。特に、次の点に注意する。
 - (1) 左側一列進行を守る。(友達と話しながら運転しない。)
 - (2) 二人乗りは絶対にしない。
 - (3) スピードを出しすぎない。
 - (4) 道路を横断する時や広い道路へ出る時は、必ず一時停止して、安全を確認する。
- 6 その他
 - (1) 自転車を学校や駅などに置くときは、必ずカギをかける。(二重ロックが望ましい)
 - (2) 自転車には、住所・氏名・電話番号を書いておく(任意)。また、本校の自転車用ステッカー・反射テープを所定の位置に貼っておく。
 - (3) 通学路を変更するときは、担任に申し出る。

【B-3】 運転免許取得規定（二輪車及び四輪車に関する利用基準）

群馬県立高崎高等特別支援学校

1 二輪車（バイク）の利用について

- (1) 二輪車を利用できる生徒は、次の①～③のいずれかに該当する生徒に限る。
 - ① 公共交通機関のない山間地からの遠距離通学など、登校に著しい支障をきたす者。
 - ② 家庭事情により恒常的に家業の手伝いを必要とする者。
 - ③ その他特別の事情のある者。
- (2) 原則として、学校管理下外の利用は禁止する。
- (3) 利用は、原動機付自転車（50cc以下）に限る。
- (4) 任意保険に加入していない車両の利用は禁止する。

2 四輪車（自動車）の利用について

- (1) 学校管理下外の利用は禁止する。
- (2) 学校管理下外における利用は、緊急時等を除き、保護者が同乗する場合に限る。
- (3) 任意保険に加入していない車両の運転は禁止する。

3 運転免許の取得について

- (1) 二輪車・四輪車の免許取得を希望する生徒は、必ず保護者とともに学校と協議をすること。
- (2) 免許を取得する際は、「運転免許取得届」を提出すること。
- (3) 免許取得の際は以下のとおりとする。
 - ① 教習所に通うための欠席・遅刻・早退は認めない。ただし、修了検定や卒業検定等特別の事情がある場合は、認めることがある。
 - ② 現場実習中の教習は禁止する。
 - ③ 教習が修了したとき、及び免許を取得したときは、学校に報告する。
(免許の取得が卒業後でも、3月中は学校に報告する。)

※無断取得禁止です。

※運転免許を取得する場合は、必ず入所手続きを始める前に学校へ申し出て相談してから、運転免許取得届を提出して下さい。

校長	教頭	生徒指導主事	交通通学指導係	進路指導主事	学年主任	担任

【B-4】 運転免許取得届

令和 年 月 日

群馬県立高崎高等特別支援学校長 様

科 年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

下記のとおり運転免許を取得したいので、届け出いたします。

1 運転免許の種類 普通自動車 ・ 原動機付き自転車 ・ その他()

2 取得目的

3 取得要件 年齢 (歳 平成 年 月 日生)

進路内定先

その他

4 教習所

教習所名

所在地

電話番号

5 入所希望日

令和 年 月 日

6 誓約事項

保護者の責任のもとに、運転免許取得規定を順守したうえで、取得及び利用をいたします。

校長	教頭	生徒指導主事	交通係	学年主任	担任

【B-5】二輪車通学利用許可願

令和 年 月 日

群馬県立高崎高等特別支援学校長 様

科 第 学年

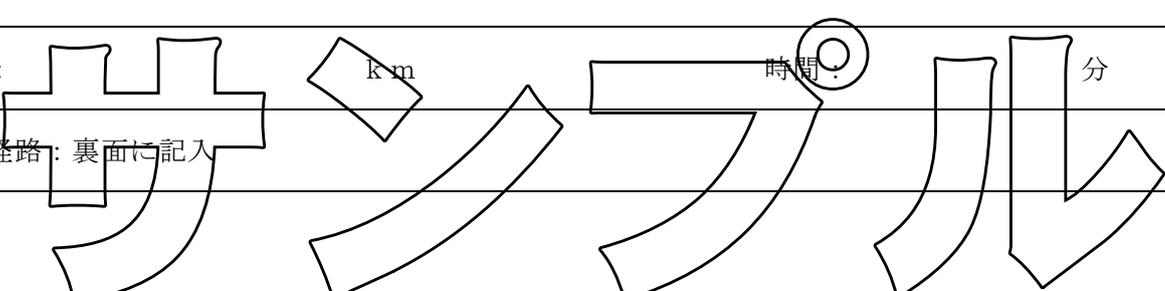
氏 名 (本人直筆) _____

保 護 者 住 所 _____

保護者氏名(本人直筆) _____

下記のとおり通学に二輪車（原動機付自転車）を使用したいので、許可くださるようお願いします。
 なお、二輪車（原動機付自転車）の使用に当たっては、道路交通法を守り、万一事故が発生した場合には、保護者において一切の責任を負います。

記

1	免許の取得年月日： 年 月 日
2	使用区間： ←→ 預け場所：
3	距離：  時間： 分
4	通学経路：裏面に記入

※使用車両

車 両	車 名	排気量	ナンバー	所有者名
記載例 原付	ディオ110 (ホンダ)	50cc	前橋市 な 1 2 3	前橋 太郎

確認書類

1. 運転免許証の写し
2. 任意保険証の写し

※ 確認後に返却します。

通学経路

N
4

※ 二輪車利用通学路を朱線で記入する。

【B-6】

二輪車通学利用許可証

生徒氏名 

期間 年 月 日 ~

学校名 群馬県立高崎高等特別支援学校

学校所在地 群馬県高崎市柴崎町1838-2

二輪車通学利用許可証

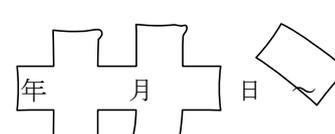
生徒氏名 

期間 年 月 日 ~

学校名 群馬県立高崎高等特別支援学校

学校所在地 群馬県高崎市柴崎町1838-2

二輪車通学利用許可証

生徒氏名 

期間 年 月 日 ~

学校名 群馬県立高崎高等特別支援学校

学校所在地 群馬県高崎市柴崎町1838-2

二輪車通学利用許可証

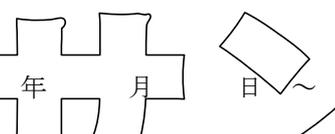
生徒氏名 

期間 年 月 日 ~

学校名 群馬県立高崎高等特別支援学校

学校所在地 群馬県高崎市柴崎町1838-2

二輪車通学利用許可証

生徒氏名 

期間 年 月 日 ~

学校名 群馬県立高崎高等特別支援学校

学校所在地 群馬県高崎市柴崎町1838-2

二輪車通学利用許可証

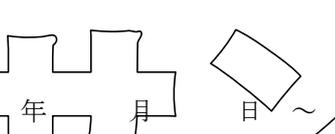
生徒氏名 

期間 年 月 日 ~

学校名 群馬県立高崎高等特別支援学校

学校所在地 群馬県高崎市柴崎町1838-2

二輪車通学利用許可証

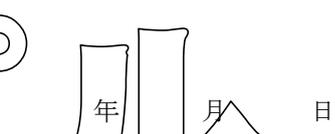
生徒氏名 

期間 年 月 日 ~

学校名 群馬県立高崎高等特別支援学校

学校所在地 群馬県高崎市柴崎町1838-2

二輪車通学利用許可証

生徒氏名 

期間 年 月 日 ~

学校名 群馬県立高崎高等特別支援学校

学校所在地 群馬県高崎市柴崎町1838-2

【C-1】 携帯電話使用規定

生徒指導部

携帯電話の使用については、以下のきまりが守れないときは使用をやめてもらいます。携帯電話の校内持ち込みは、許可がなければできません。

- 1 校内では担任に預け、使用しない。
(使用するときは先生の許可を得る。)
- 2 登下校中は、緊急時(災害時、列車遅延時、乗り越し等)以外使用しない。
ただし、1・2について合理的配慮等が必要な場合には、保護者と学校間で話し合いの上、対応する。
- 3 電話番号やメールアドレスなど個人情報は大切に管理する。
(個人情報なので、むやみに人に教えない。)
- 4 フィルタリングの設定をする。
(有害サイトから被害にあわないようにする。)
- 5 LINEやfacebookなどのSNSの利用については、特に注意し、保護者の管理のもと適切に利用する。

指導上必要が生じた場合は、SNS等の履歴を確認させてもらうことがあります。

携帯電話は、便利な道具ですが、使い方を間違えると、人を傷つけたり(いじめなど)、危ないこと(悪い人との出会い)が起こったり、高額なお金を請求されたりします。ゲームやアプリの利用は、必ず保護者に相談してからにしましょう。

校長	教頭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任

【C-2】 携帯電話所持届

令和 年 月 日

群馬県立高崎高等特別支援学校長 様

普通・生産園芸・工芸意匠・生活環境 科 年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

以下の携帯電話を、所持しているのでお届けいたします。

	該当する箇所の選択と空欄への記入	備考
携帯の通信会社	docomo・au・SoftBank・その他	
機種名		
電話番号	— —	
契約者氏名(生徒との続柄)		
フィルタリングの設定	設定して (いない・いる)	
Eメールの使用	使用して (いない・いる)	
インターネットの使用	使用して (いない・いる)	
G P S 機能の使用	使用して (いない・いる)	

(注意) 携帯電話等を学校へ持込むことは原則的に禁止していますが、自力通学上必要な場合に限り許可しています。学校に持ってくる場合は持込許可願を提出してください。

○ 使用上の注意事項

- 1 電車やバスの中、公共施設の中などでは使用しない。(使用上のマナーを守る。)
- 2 電話番号やメールアドレスなど個人情報は大切に保管する。
- 4 フィルタリングの設定をする。(有害サイトから被害にあわないようにする。)
※群馬県青少年健全育成条例の一部改正(平成24年1月1日に施行)により、青少年が利用する携帯電話のフィルタリング設定が厳格化されました。
- 5 LINE や Facebook などのSNSの利用については、特に注意し、保護者の管理のもと適切に利用する。
※指導上必要が生じた場合は、SNS等の履歴を確認させていただくことがあります。

校長	教頭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任

【C-3】 携帯電話持込許可願

令和 年 月 日

群馬県立高崎高等特別支援学校長 様

普通・生産園芸・工芸意匠・生活環境 科 年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

以下の携帯電話を、学校に持込みたいので許可をお願いいたします。
なお、現在の使用状況は以下のとおりです。

	該当する箇所の選択と空欄への記入	備考
携帯の通信会社	docomo・au・SoftBank・その他	
機種名		
電話番号	— —	
契約者氏名(生徒との続柄)		
フィルタリングの設定	設定して (いない・いる)	
Eメールの使用	使用して (いない・いる)	
インターネットの使用	使用して (いない・いる)	
G P S 機能の使用	使用して (いない・いる)	

(注意) 携帯電話等を学校へ持込むことは原則的に禁止していますが、自力通学上必要な場合に限り許可しています。許可条件を守れないときは、許可を取り消します。

○ 許可条件

- 1 校内では担任に預け、使用しない。(校内で使用する場合先生の許可を得る。)
- 2 登下校中は、緊急時(災害時、列車遅延時、乗り越し等)以外使用しない。
※1・2について、合理的配慮が必要な場合には、保護者と学校間での話し合いの上、対応する。
- 3 電話番号やメールアドレスなどの個人情報は大切に管理し、むやみに人に教えない。
- 4 フィルタリングの設定をする。(有害サイトから被害にあわないようにする。)
※群馬県青少年健全育成条例の一部改正(平成24年1月1日に施行)により、青少年が利用する携帯電話のフィルタリング設定が厳格化されました。
- 5 LINE や Facebook などのSNSの利用については、特に注意し、保護者の管理のもと適切に利用する。
※指導上必要が生じた場合は、SNS等の履歴を確認させてもらうことがあります。

【C-4】 携帯電話持込許可証

生徒指導部

携帯電話持込許可願のとおり、学校内に持ち込むことを認めます。
以下のきまりが守れないときは、携帯電話の使用をやめてもらいます。

- 1 学校では電源を切って先生に預ける。
(校内で使用する場合は先生の許可を得る。)
- 2 登下校中は、緊急時(災害時、列車遅延時、乗り越し等)以外
使用しない。

※ただし、1・2について合理的配慮等が必要な場合には、保護者と学校間で話し合いの上、対応する。

- 3 電話番号やメールアドレスなど個人情報は大切に管理する。
(個人情報なので、むやみに人に教えない。)
- 4 フィルタリングの設定をする。(有害サイトから被害にあわないようにする。)

※群馬県青少年健全育成条例の一部改正(平成24年1月1日に施行)により、青少年が利用する携帯電話のフィルタリング設定が厳格化された。

- 5 LINEやfacebookなどのSNSの利用については特に注意し、問題行動を起こさないようにする。

※指導上必要が生じた場合は、SNS等の履歴を確認させてもらうことがあります。

携帯電話は、便利な道具ですが、使い方を間違えると、人を傷つけたり(いじめなど)、危ないこと(悪い人との出会い)が起こったり、高額なお金を請求されたりします。ゲームやアプリの利用は、必ず保護者に相談してからにしましょう。

【D-1】 アルバイトについて

生徒指導部

本校生徒にとってのアルバイト経験は職業体験だけにとどまらず、

- ・ 働く力を試す場
- ・ 労働と収入の関係を身をもって学習する場
- ・ 実社会の職場の厳しさを体験する場
- ・ 長期休業の有効活用
- ・ 就職活動

などの内容を含んでいる。従って、諸条件を満たせば届け出により実施できる。

1 事前指導及び諸条件

(1) 指導内容

- ①生徒が正当な目的を持っていること
(勤労・職業体験、現場実習の延長・就労に向けて、長期休業の有効活用、家計の援助等)
- ②保護者がその責任のもと、アルバイトをさせたいという強い意志を持っていること
- ③学校生活に支障が生じるものでないこと
- ④法令で規制されている職種でないこと
(人体に危険・有害な業務、酒席に出る業務、遊興場で接客する業務)
- ⑤労働時間(休日)などが適切であること
- ⑥雇用主との間に雇用契約書等の文書で定めたものがあること
- ⑦職場までの通勤上、時間的・距離的問題がないこと

(2) 手順・・・「アルバイト届」と「雇用通知書」の提出は長期休業の10日前まで

- ①保護者からの希望を受け、担任が事情を聞く。担任は学年主任、生徒指導主事、進路指導主事とも相談する。期間や仕事内容等必要に応じて助言・指導する
ア 時期については長期休業中が原則
イ 期間については、最長でも長期休業日数の2分の1を原則
- ②書類を配布(5枚)
ア「アルバイト届」
イ「アルバイトをする際に注意したいこと」
ウ「アルバイト報告書」
エ「高校生などを使用する事業主のみなさんへ」
オ「雇用通知書用紙」
* エ・オは保護者経由で事業主へ渡してもらう

(3) 雇用主と契約し、「アルバイト届」と「雇用通知書」を学校へ提出

(4) 係で検討し、問題なければアルバイト実施

2 途中指導

定期的に就業状況を報告させる。問題点のある場合は適切な助言・指導をする。
必要に応じて、担任による職場訪問を実施する。問題があれば中止させることもある。

3 事後指導

- (1)「アルバイト報告書」を提出する。
- (2)担任と反省会を持つ。賃金の望ましい使い方等を指導する。
- (3)進路指導部による進路指導・職場開拓資料としても活用する。

【D-2】 アルバイトをする際に注意したいこと

アルバイトについては、職業について理解を深めたり、働くことの楽しさや厳しさを学んだり、得た報酬の価値を理解することができる等の貴重な社会体験が得られる反面、アルバイト中に事故にあったり、アルバイトによって不健全な交友関係等が生じて、学習意欲の低下や欠席の増加等学校生活へ影響がでてくる場合も考えられます。そのため、本校では相当の理由がある場合に、原則として長期休業期間に限って行うようお願いしています。

アルバイトをするに当たっては、下記の事柄に十分注意し、安全で、有意義なものとするために自らも責任を持って努力することが大切です。

1 保護者とよく相談する。



2 保護者との相談がまとまったら担任等と相談する。



3 次の事柄等に留意し雇用主と契約する。

- アルバイトに関する法令等による約束ごと -----
- (1) アルバイト契約は、会社等に備えてある「雇用契約書」等で雇用主と本人が結ぶこと。
* (労働条件のうち、賃金については必ず書面で示すこととされています。)
 - (2) 18歳未満(年少者)は時間外労働、及び深夜業(午後10時以後～午前5時)はできないこと。
* (午後10時から翌日の午前4時までの時間帯は、群馬県青少年保護育成条例によって、外出が制限されているので注意が必要です。)
 - (3) 事前に、仕事に必要な安全衛生教育を受ける必要があること。
 - (4) 業務上の事由や通勤による災害は労災保険の対象になるので確認すること。
 - (5) 夏季休業中等の長期休業中の労働について
 - ア) 就労時間は、原則として、1週間の労働時間は40時間であり、1日の労働時間は8時間を超えてはならないこと。
 - イ) 休憩時間は、労働時間が6時間を超えるとき、途中に45分以上休憩時間があること。
 - ウ) 休日労働はできないこと。
 - (6) 法令等で規制されている職種～危険有害業務の就業禁止制限
 - ・酒を伴う遊興的接客業
 - ・危険な機械や装置を扱う業務
 - ・重量物を取り扱う業務
 - ・有害物・危険物の取扱い、感電の危険性のある業務
 - ・毒劇薬(物)その他有害な物質、または爆発性、発火性もしくは引火性の物質を取り扱う業務
 - ・著しいじんあい、有害ガス、有害放射線等を発散する場所、著しい高温、低温、異常気圧下の業務



4 途中の様子等を保護者や担任に随時報告する。

校 長	教 頭	教 務	生徒指導	進路指導	学年主任	担 任

【D-3】 アルバイト届

令和 年 月 日

群馬県立高崎高等特別支援学校長 様

科 年 組	
生徒氏名	
保護者氏名	

上記のとおりアルバイトをしたいので、お届けいたします。

記

1 理 由	
2 事 業 所	
代 表 者	
住 所	TEL()
仕 事 内 容	
3 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 年 日 ()日間
4 時 間	平日 時 分 ~ 時 分 ()時間 土曜日 時 分 ~ 時 分 ()時間
5 賃 金	時給: 円、 日給: 円、 週給: 円
6 通 勤 方 法	
7 添 付 書 類	雇入通知書

担任所見	
------	--

- 配布書類 1 アルバイト届(本紙) 2 「アルバイトをする際に注意したいこと」
3 「高校生などを使用する事業主のみなさんへ」 4 雇入通知用紙
(3・4の書類は保護者から事業主へ渡してください)

校 長	教 頭	教 務	生徒指導	進路指導	学年主任	担 任

【D-6】 アルバイト報告書

令和 年 月 日

群馬県立高崎高等特別支援学校長 様

科 年 組	
生 徒 氏 名	
保 護 者 氏 名	

上記のとおりアルバイトを行いましたので、報告いたします。

記

1 事業所名	
仕事内容	
2 期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)
3 時間	時 分 ~ 時 分 (時間)
4 賃金	合計 円 (時給: 円、日給: 円)
5 本人感想	
6 保護者感想	

担任・訪問者等 所見	
---------------	--

特別指導とは 【F-1】

今回、起こした問題行動について先生方で検討した結果、特別指導で反省し再び繰り返さないよう学習してもらおうこととなりました。

特別指導とは、問題行動を自覚し、自分と向き合うために通常の生活とは違う生活をし、反省・学習する期間なので、通常の学校や家庭生活とは以下のように違います。

場面	通常の学校生活	特別指導期間中
目的	授業により自分の力を高め、友人と過ごすことにより人間関係を学びます。	一人で過ごすことにより問題行動の内容と影響を深く自覚し、自分をみつめて今後の生活を考えます。
生活場所	教室で学習します。	別室で一人で学習します。
友達	皆と一緒に学習します。	一人で先生と学習します。友達と話したり相談したりすることはできません。
授業内容	授業や実習	自分のしたことを振り返り、今後はどのように生活するか、先生と学習します。授業の内容や作業などもします。
休み時間	皆と話したり、トイレや水分補給など休憩をします。	トイレや水分補給、昼食など必要なことだけします。一人で過ごします。
登下校	皆と一緒に登下校します。	原則保護者送迎です。皆と違う時間に登下校します。登下校中に他の生徒と会っても話したりできません。
家庭生活	休息をしたり余暇を楽しみます。	出された課題の学習や反省ノートを書いたり、家の手伝いをします。
休日	家でゆっくり休んだり、友達と出かけたりします。	家で過ごします。友人と遊んだり、家族と出かけたりすることは原則できません。また、普段できない家庭の手伝いや親子で今後の生活の話し合いをします。
携帯電話	必要な連絡や、友人とのコミュニケーションに使います。	保護者に預け、使用することはできません。友人と連絡を取ることはできません。

課題や日誌の記入に取組み、反省の態度が認められれば、特別指導は解除され通常の学校生活にもどりますが、反省が認められなければ解除になりません。しっかり生活してください。

《保護者様へ》

- ※ 上記特別指導期間中の内容について、事情により不都合のある場合は相談してください。
- ※ 家庭の負担も増えますが、お子様の成長に向けて協力をお願いします。

【G-1】クラブ活動について

特別活動係

1 趣 旨

- (1) クラブ活動を通して、自主性を育て、生徒一人一人の力を伸ばし、更に社会性を養います。
- (2) クラブ活動を通して、満足感や達成感を味わい、学校生活をより充実した豊かなものにします。
- (3) クラブ活動を通して、余暇時間の充実した過ごし方を学び、趣味や好きなことの幅を広げられるようにします。

2 活動の留意点

- (1) 原則として1年間同じクラブで、毎週水曜日の15:15～16:00を活動期間とします。
- (2) 長期休業中は、クラブごとに定めた活動日とします。

3 クラブ活動名

- (1) 運動クラブ：バスケットボール、サッカー、テニス、卓球、健康ダンス、陸上、空手道（休止中）
- (2) 文化クラブ：パソコン、音楽、美術、日本文化、レクリエーション、ボランティア（休止中）

4 成立の条件

- (1) 活動内容が上記の趣旨に沿っていること。
 - (2) 生徒が5人以上、職員が3人以上所属していること。
 - (3) 適した活動場所があること。
- ※以上の条件を満たさないクラブは、その年度の活動を休止する。

5 今後の流れ

4/ 4/	試行期間 ・ 2、3年は昨年度のクラブに限らず、自由にクラブを体験できます。 ・ 1年は担任と共に、クラスごとにクラブの見学。
5/～	正式に開始 (長期休業中はクラブごと活動日を定める)

【G-2】各クラブの活動内容

<運動クラブ>

クラブ名	活動内容
バスケットボール	ドリブル、パス、シュートを練習して、ゲームを楽しんでいます。
サッカー	試合を中心に、楽しく活動しています。
テニス	テニスの基礎練習やゲームを楽しんでいます。
卓球	卓球の基礎練習やゲームを楽しんでいます。
健康ダンス	ストレッチ、リズム体操、フラダンスなどで、楽しく活動しています。
空手道（休止中）	空手の基本を練習しています。全国大会に出場した生徒や、空手道初段などの資格を取得した生徒もいます。
陸上	短距離走や長距離走、走り幅跳び、ハンドボール投げ等、様々な陸上競技に取り組みます。

<文化クラブ>

クラブ名	活動内容
パソコン	インターネットや各アプリケーションソフトを使って活動しています。アビリンピック出場に向け、データ入力やワープロの練習をしている生徒もいます。
音楽	歌を歌ったり、合奏をしたり、音楽鑑賞を楽しんでいます。
美術	イラストや大人の塗り絵などに取り組み、楽しく絵を描いたりしています。
日本文化	着物の着付けや茶道、書道、日本舞踊等を行います。
レクリエーション	ボウリング、ダンス、風船バレー、その他みんなのできるレクリエーションを行います。
ボランティア（休止中）	近くの施設に行って、アロマハンドマッサージやレクリエーションやゲームをして交流します。拡大カレンダーを作って届けます。